

特定都市再生建築物等の割増償却の償却限度額の
計算に関する付表（措法47①、68の35①、旧措法
47の2①、68の35①）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
特定都市再生建築物等の種類	1	47条第3項()号 68条の35第3項()号 ()旧47条の2第3項()号 ()旧68条の35第3項()号	47条第3項()号 68条の35第3項()号 ()旧47条の2第3項()号 ()旧68条の35第3項()号
特定都市再生建築物等の種類等	2		
特定都市再生建築物等の名称	3		
同上の所在地	4		
取得等年月日	5	・ ・	・ ・
新築して、最初に 事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・
取得価額	7	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	8		
同上に係る普通償却限度額	9		
割増償却率	10	$\frac{10、25、30、40又は50}{100}$	$\frac{10、25、30、40又は50}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等			
事業の施行される土地 の区域の面積等	13	m ²	m ²
公共施設面積割合	14	%	%
所有権又は借地権の共有者の数	15	()	()
都市の居住者等の利便の増進に 寄与する施設の整備に要する費用	16	円	円
国土交通大臣の証明年月日	17	・ ・	・ ・
経済産業大臣の証明年月日	18	・ ・	・ ・
雨水貯留容量等	19	(特定都市河川流域・その他) m ³	(特定都市河川流域・その他) m ³
浸透性舗装の面積	20	m ²	m ²
その他その資産が特定都市再生 建築物等に該当する旨の事項	21		